私道等の除排雪補助金について

1　対象

⑴　受益者戸数が 3戸以上あり、かつ延長が概ね30ｍ以上の車輌通行可能な道路

⑵　町民税が非課税の世帯で、次の一に該当すると民生委員が認めた者で、延長が概ね30ｍ以上の車輌通行可能な道路

ア　65歳以上の高齢者で、自力での除排雪が困難と認められる世帯

イ　心身障がい又は疾病等により、自力での除排雪が困難と認められる世帯

※　ただし、官公庁、会社等の施設構内及び職員住宅構内を除きます。

2　交付申請

⑴　**申請期限**　　**令和8年12月1日(火)必着**

⑵　**必要な書類**　①　交付申請書

②　受益者名簿

（管理会社、大家、会社は受益者には含みません。）

③　道路位置図

④　振替口座通帳の写し

⑶　**注意事項**　①　申請に当たっては、補助申請・除雪料金の精算方法等、道路沿線受益者の合意を得ていること。

②　30ｍ以上の道路とは一本の道路であること。

（30ｍに満たない道路が 2路線以上では対象となりません。）

③　**道路延長とは、除雪する道路の長さです。**
除雪車輌の走行距離ではありません。

3　完了届

⑴　**提出期限**　　**令和9年3月19日(金)必着**

⑵　必要な書類　①　私道等の除排雪完了届

②　除雪作業日報

③　除排雪料金等の領収書（コピー可）

④　作業写真（排雪の場合のみで２回分まで貼付）

- **除雪機械が写ったもの。**
- **必ず日付を入れてください。**

完了届提出後に検査を行い、補助金を交付しますので、提出期限を厳守してください。

4　補助率及び補助基本額

⑴　**補助率**　①　１の⑴に該当する場合は、補助基本額の50％以内

②　１の⑵に該当する場合は、補助基本額の80％以内

※　予算の範囲内で交付しますので、精算の結果予算を上回る場合は補助率が下がります。

⑵　**補助基本額**　　除雪料金として支払った額と町長が毎年定める額を比べて、低い額を補助基本額とします。

※　虚偽の届出をした場合は交付決定を取り消すことがあります。

令和８年１０月２７日

別荘・コンドミニアム等管理会社　各位

倶知安町建設課管理係

私道等除排雪補助金申請にかかる留意点について

「私道等除排雪補助金」は、『冬期間における生活道路を確保することを目的とする（私道等の除排雪補助金交付規則第１条)』補助金です。今年度申請に置かれましても、下記について十分にご留意のうえ申請願います。

〇受益者は、除雪補助の対象となる生活道路を使用する住民です。
〇生活道路とは、住民が生活のために利用する道路のことをいいます。
〇法人等が収益活動のみに使う私道の除雪は、この補助金の対象になりません。

（1）受益者名簿には、1戸に対し世帯代表1人の生活の実態のある住民の個人名を記入して、押印又はサインをしてください。

居住実態のない方は、生活道路を使用しませんので受益者となることはできません。

管理会社が受益者を束ねて申請されることは可能ですが、その場合は、受益者名簿に、居住して受益を受ける方個人を必ず明記してください。

オーナーが地元におらずサインが貰えないと主張されるケースがありますが、その場合は、当然に受益者となることはできません。

社宅（従業員宿舎）を補助対象として申請される場合は、居住者個人を受益者としてください。

ただし、入居者が建物を所有又は使用する法人等の代表・役員と同じ場合は、法人とすることも可能です。

（2）以下の方は受益者になりません。

今冬季において、補助対象とする住宅に居住実態のない方

冬期、豪雪の倶知安町で日々の生活を支援する補助金です。実際に暮らしていない方は補助対象の受益者となりません。

管理団体・管理法人

居住者個人が受益者です。建物を管理する会社等が、受益者の代理をすることはできません。

旅館業法（昭和23年7月12日法律第138号）による宿泊者

旅館業法の適用を受けている物件に宿泊されている方は、長期間の滞在であっても補助対象の受益者となることはできません。

建物全部を旅館業法の宿舎として使用されている場合は、当然に補助対象の建物となりません。